

政策金融改革に係る当面の作業等について

平成十八年一月六日（金）閣僚懇談会
中馬行政改革担当大臣発言要旨

一 政策金融改革に関しては、改革の基本方針を次期通常国会に提出する予定の行政改革推進法案（仮称）の中に盛り込むこととしております。なお、「海外経済協力に関する検討会」の検討結果と「行政改革の重要方針」を総合して、この行政改革推進法案（仮称）に盛り込むこととしており、官房長官におかれてはよろしく御配慮をお願いいたします。

二 政策金融改革に関する詳細な制度設計については、行政改革担当大臣である私の下で、内閣官房行政改革推進事務局が詳細な制度設計の作業を行ってまいります。

この作業の過程において、

当該作業が円滑かつ着実に進展するよう、三月末を目途に中間報告を行

いたいと思います。

また、政策金融機関のガバナンスの確立等に資するため、特殊法人等改革推進本部参与会議の有識者の知見を活用することとしております。

三 行政改革推進事務局は、行政改革推進法案（仮称）成立後速やかに政策金融改革推進本部において詳細な制度設計の成案が得られるよう、作業を行ってまいります。政策金融改革関連法案については、成立した行政改革推進法案（仮称）及び詳細な制度設計に基づき作成作業を行うものとし、事務局の総合調整の下、その準備を開始することとしております。

四 私といたしましては政策金融改革に全力で取り組みますので、閣僚各位の格段の御協力をお願いいたします。